

ベル共済会員規約の見直し内容詳細一覧表

※表中の下線箇所が見直しを行った部分です。左側が「共済の規約」右側は「見直し後の内容」です。
また、見直しにあたっての補足説明を「※」で記載しました。

項目	ベル共済会員プラン「規約」	項目	変更後の内容	備考
第1条 契約の目的	この契約はベル共済（以下当会という）の趣旨に賛同された申込者が、定められた毎月掛捨て方式による掛金（会費）を収めることにより、被共済者死亡の際、当会に対し葬祭施行請求の権利を取得し、当会が申込者又はその相続人と相談のうえ施行内容を決定、施行する義務を負うことを目的とする。	第1条 契約の目的	<u>この契約は、当社が少額短期保険業者として「ベル共済会員プラン」による保険契約を継続して引き受けるにあたり、契約者と当社との権利義務を定めるものである。</u>	その他 変更
第2条 入会方法	1. 入会の申込は当会所定の入会申込書に健康状態告知書等必要事項を事実通りに記載し、署名捺印して、入会金2,000円および初回掛金1,000円を納めるものとする。 2. 当会は、前項の入会申込書により所定の審査を行なったうえ契約手続を行ない、当会の被共済者であることを証する「会員之証」を発行送付する。 3. 前項の契約手続とは被共済者の承諾を得て、申込者(契約者)と当会が共済契約を結ぶ。	第2条 入会方法	1. 入会の申込は当会所定の入会申込書に健康状態告知書等必要事項を事実通りに記載し、署名捺印して、入会金2,000円および初回掛金1,000円を納めるものとする。 2. 当会は、前項の入会申込書により所定の審査を行なったうえ契約手続を行ない、当会の被共済者であることを証する「会員之証」を発行送付する。 3. 前項の契約手続とは被共済者の承諾を得て、申込者(契約者)と当会が共済契約を結ぶ。	
第3条 被共済者の資格	1. 入会時において当会所定の健康状態告知書に記載された内容に相違ない者。 2. (正会員・ゆとり会員) 年齢満15才以上、満65才未満の者。ただし、継続入会に関しては満75歳までの者。 (シルバー会員) 年齢満65才以上75才未満の者。ただし、継続入会に関しては満81歳までの者。 3. (シルバー会員) 家族(三親等以内)に当会の正会員・ゆとり会員がいるもの。	第3条 被保険者の資格	1. 入会時において当会所定の健康状態告知書に記載された内容に相違ない者。 2. (正会員・ゆとり会員) 年齢満15才以上、満65才未満の者。ただし、継続入会に関しては満75歳までの者。 (シルバー会員) 年齢満65才以上75才未満の者。ただし、継続入会に関しては満81歳までの者。 3. (シルバー会員) 家族(三親等以内)に当会の正会員・ゆとり会員がいるもの。	
第4条 葬祭施行保証の効力の始期および終期	1. 始期は入会金および初回掛金を領収した日とする。 2. (正会員・ゆとり会員) 終期は満75歳の誕生日とする。 (シルバー会員) 終期は満81歳の誕生日とする。 ただし、被共済者が終期以降に死亡のときは第9条の特別施行がある。	第4条 責任開始日および保険契約の満了日	1. <u>責任開始日は初回保険料を領収した日とする。</u> 2. <u>満了日は満75歳の誕生日とする(正会員・ゆとり会員)</u> <u>満了日は満81歳の誕生日とする(シルバー会員)</u> ただし、被保険者が満了日以降に死亡のときは第9条の特別施行がある。	その他 変更
第5条 告知義務違反による解除	入会申し込みの際、申込者又は被共済者が故意又は重大な過失により入会申込書および健康状態告知書に事実を告知しなかったか又は事実でないことを記載した場合は契約を解除できる。	第5条 告知義務違反による解除	1. <u>保険契約者または被保険者が、告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合、会社は、将来に向かって保険契約を解除できる。ただし、契約の解除が支払事由発生のおこなわれたときであっても、保険金は支払わない。</u> 2. 会社は、次のいずれかの場合には、告知義務違反による解除は出来ない。 ・会社が、保険契約の締結の際、告知義務違反の事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき ・会社が解除の原因となる告知義務違反を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき ・保険契約が責任開始の日から1年以上有効に継続したとき。 ※会社が解除できない場合を追加しました。	有利 変更
第6条 掛金および葬祭施行費の保証	1. 掛金は被共済者1名1口とし、毎月1,000円(掛捨て)とする。(ゆとり会員2,000円 シルバー会員 入会時年齢別) 2. 被共済者死亡の際は、当会が葬祭施行を行う。当会は葬祭施行費として金50万円を給付する。ただし申込者又は、その相続人が当会以外に葬祭の施行を依頼した場合には <u>その限りでない</u> 。(ゆとり会員の場合は100万円)	第6条 保険金の支払	<u>被保険者が死亡したときは、当社は死亡保険金として金50万円を支払う。</u> <u>(ゆとり会員の場合は100万円)</u> ※葬儀施行受託条件を除きました。	有利 変更
第7条 葬祭施行保証の手続	葬祭施行保証を受けるためには申込者又はその相続人は、被共済者が死亡した時、速やかに次の書類を提出しなければならない。 1. 死亡診断書又は死体検案書 2. 除籍謄本	第7条 保険金請求の手続	1. <u>保険契約者または保険金受取人は、保険金支払事由発生後、会社へ通知する。</u> 2. <u>会社は通知を受け次第、保険金請求書用紙を保険金受取人宛に送付する。</u> 3. <u>保険金受取人は、次の書類一式を会社に提出することにより保険金の請求を行う。</u> (1) 「保険金請求書」 (2) 死亡診断書または死体検案書 (3) 除籍謄本	その他 変更

項目	ベル共済会員プラン「規約」	項目	変更後の内容	備考
第8条 葬祭施行	<p>1. この契約でいう葬祭施行とは社会通念上の葬儀、告別式等を行なうことをいう。</p> <p>2. 当会はこの規約に基づく契約が成立し、第4条1項の始期以降に被共済者が葬祭施行を受けるようになった時（死亡した時）、その相続人又は申込者と相談のうえ、当会は指定する葬儀業者に委託できる。</p> <p>3. 葬祭施行の時期および葬祭施行費については申込人又は相続人と相談のうえ決定する。</p> <p>4. 申込者、又は相続人が50万以上の葬祭施行を希望する場合、超過する費用については申込者又はその相続人の負担とする。</p> <p>5. 葬祭施行費用が50万に満たなかった場合、差額については当会が申込人又は相続人に支払う。</p>	第8条 葬祭施行	<p>1. この契約でいう葬祭施行とは社会通念上の葬儀、告別式等を行なうことをいう。</p> <p>2. 当会はこの規約に基づく契約が成立し、第4条1項の始期以降に被保険者が葬祭施行を受けるようになった時（死亡した時）、その相続人又は申込者と相談のうえ、当会は指定する葬儀業者に委託できる。</p> <p>3. 葬祭施行の時期および葬祭施行費については申込人又は相続人と相談のうえ決定する。</p> <p>4. 申込者、又は相続人が50万円以上の葬祭施行を希望する場合、超過する費用については申込者又はその相続人の負担とする。</p> <p>5. 葬祭施行費用が50万円に満たなかった場合、差額については当会が申込人又は相続人に支払う。</p>	
第9条 特別施行	<p>1. 被共済者が第4条2項の終期以降に死亡の場合は、当会で葬祭施行を引き受けた場合のみ、会費掛金合計額は葬祭施行料より差引くものとする。</p> <p>2. 第13条又は中途解約により保証が受けられなかった場合でも、当会で葬祭施行を引き受けた場合のみ会費掛金合計額は葬祭施行料より差引くものとする。(正会員)</p> <p>3. (ゆとり会員・シルバー会員)会費掛金合計額の50%を葬祭施行料より差引く</p>	第9条 特別施行	<p>1. 被保険者が第4条2項の終期以降に死亡の場合は、<u>当社提携葬儀社で葬祭施行を引き受けた場合のみ、</u>所定の金額を葬祭施行料より差引くものとする。</p> <p>2. 第13条又は中途解約により保証が受けられなかった場合でも、<u>当社提携葬儀社で葬祭施行を引き受けた場合のみ</u>所定の金額を葬祭施行料より差引くものとする。(正会員)</p> <p>3. 前2号における所定の金額は次のとおりとする。 (正会員)既払込保険料相当額 (ゆとり会員・シルバー会員)既払保険料相当額の50%を葬祭施行料より差引く</p> <p>4. 加盟会社(支部)における葬祭施行が出来ない場合は、<u>事前に当会へ連絡があった場合に限り、前3号に定める割引の実施を当会が保証する。</u></p>	その他 変更
第10条 掛金の払込	<p>1. 掛金は月払、半年払、年払の三通りとする。</p> <p>2. 掛金は原則として指定金融機関の口座自動振替、郵便自動振替による払込とする。</p>	第10条 保険料の払込	<p>1. 掛金は月払、半年払、年払の三通りとする。</p> <p>2. 掛金は原則として指定金融機関の口座自動振替、郵便自動振替による払込とする。</p>	
第11条 効力の失効	<p>払込日の属する日の月末までに払い込みがない場合のみ被共済者資格の効力を失う。ただし当会が認めた場合は猶予期間を2ヶ月とする。</p>	第11条 保険契約の失効	<p>払込日の属する日の月末までに払い込みがない場合、<u>翌々月の末日までを払い込み猶予期間とする。</u> <u>猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間満了の日の翌日に保険契約は失効する。</u></p>	その他 変更
第12条 会員之証の再交付	<p>契約者又は被共済者は会員之証を盗難、紛失或いは毀損した場合、再交付を受けることが出来る。再交付後の旧会員之証は無効とする。</p>	第12条 保険証券の再交付	<p>保険契約者は保険証券を盗難、紛失或いは毀損した場合、再交付を受けることが出来る。<u>この場合旧保険証券は無効とする。</u></p>	その他 変更
第13条 葬祭施行の保証が受けられない場合	<p>イ)戦争変乱による死亡 ロ)自殺(ただし、1年以上は除く) ハ)犯罪行為 ニ)刑の執行又は拘留もしくは収監中に生じた事故 ホ)入会日現在 下記(ヘ)の疾病により医師の治療を受けていたことが判明した場合。 ヘ)入会后1年以内に、次の疾病を直接原因として死亡した場合で、入会日現在、その疾病について医師の治療を受けていなかったことが証明されなかったとき。 悪性新生物(ガン、肉腫)、心臓病、血液病、結核、胃潰瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、じん臓病</p>	第13条 保険金の支払が受けられない場合	<p>1. 次のいずれかにより被保険者が死亡した場合は、<u>死亡保険金を支払いません。</u> (1)保険契約者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失によって被保険者が死亡したとき (2)被保険者が、加入後1年以内に自殺したとき (3)戦争・事変・暴動によって被保険者が死亡したとき</p> <p>2. 保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その保険金受取人が死亡保険金の一部の保険金受取人であるときは、<u>会社は、死亡保険金の残額をその他の保険金受取人に支払う。</u></p> <p>3. 被保険者が戦争その他変乱によって死亡したばあいでも、その原因によって死亡した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認められた時は、<u>会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額または削減して支払うことがある。</u></p> <p>※ 被保険者の生死が不明の場合でも、<u>会社が死亡したものと認められたときは、死亡保険を支払う。</u></p>	契約 変更
追加1		重大事由による解除	<p>1. 保険契約者、被保険者、または保険金受取人が<u>保険金を詐取する目的の行為を行った場合、</u>会社は将来に向かって契約を解除できる。<u>ただし、契約の解除が支払事由発生のおこなわれたときであっても、保険金は支払わない。</u></p> <p>2. 保険契約の解除は、<u>保険契約者に対する通知により行う。</u>ただし、<u>保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をする。</u></p> <p>※ 本項目は共済の規約には記載されていませんが、<u>公序良俗に違反する保険金の支払いを行わないこととするために、追加する。</u></p>	契約 変更
追加2		保険契約が消滅した場合における返戻金	<p>この保険契約は、<u>失効・解約・満了の時に返戻金はない。</u></p>	契約 変更